

初期の産業組合

系統化方針について

千葉 修

一、はじめに

戦前の農村経済、特に昭和期の農業金融、農産物・農業資材流通において、産業組合系統組織の果たした役割が非常に大きかったことは周知の事実である。拙稿⁽¹⁾でも概観したように、産業組合研究は多彩な視角と詳細な実証分析によってその蓄積を進めている。筆者もまた、戦後農協の前史、あるいはその比較対象として産業組合に関心を持つものである。

ところで、一口に産業組合史といっても、実は単位組合・地方連合会・全国連合会のそれぞれのレベルにおいて、設立・発展あるいは消滅といった過程が、相当の地域差を伴いながら進

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

んでいくのであって、とりわけ明治・大正期ではその様相は複雑である。

この産業組合が系統組織として発展していく過程、いわば立体構造が形成されていく過程の研究は、意外に手薄であるように思われる。産業組合の歴史を最も網羅的に扱った『産業組合発達史(全五巻)』(産業組合史刊行会、一九六五―六六年)においても、叙述は分散的であり、十分整理されてはいない。産組中央機関や連合会⁽⁴⁾(特に組合製糸⁽⁵⁾)の分析もいくつか見られるが、特定の事業・地方に偏りがちであり、産組系統組織全般との関係は必ずしも明らかではない。

戦後の農協系統三段階制の問題解明のために、歴史的原点を考察するという諸研究の場合も、産組系統化の実情については掘り下げられるべき余地をかなり残している。小稿が取り上げる、連合会制度の成立過程もその一つである。明治後期における産組指導組織と事業連合組織の絡み合い、四二年の産組法改正によるその分化について具体的に検討した研究は少ないと考えられる。日本の初期の協同組合政策の一コマを、主に政府側・「産組陣営」指導層側の資料によって明らかにしたいと思うのである。

注(1) 拙稿「農村産業組合史研究の動向」(『農業総合研究』第三三巻第四号、一九七九年一〇月)。

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

五四

(2) 産業組合連合会を戦後の各協同組合連合会と区別して、厳密に前者を「聯合会」と表記すべきであろうが、小稿では混同のおそれはないと考え、そのまま「連」を用いた。

(3) 個別産組の事例分析も盛んであるが、それを全国的・一般的動向の中に位置づけるためには、地域的特殊性の把握が必要であることはいうまでもない。この点については、田畑保「北海道における産業組合の展開過程に関するメモ」(農業総合研究所北海道支所『研究季報』第五三号、一九七三年七月)、二一〇頁、浅井良夫・伊藤正直「金融市場の構造と信用組合」(全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告』第三輯、一九七八年)を参照されたい。

(4) 戦後の業績を管見の範囲で掲げると、農林中央金庫『農林中央金庫史』第一・二巻(一九五六年)、岡田和喜「産業組合中央金庫設立の意義」(『金融経済』第五二号、一九五八年一〇月)、山室得弘「農協の性格と機能——産業組合中央金庫の設立をめぐる——」(『協同組合経営研究月報』第九一号、一九六一年四月)、穴見博「旧全購連の経済的・社会的機能」(『農業総合研究』第一三巻第一号、一九五九年一月)などがある。

(5) 蚕糸業史研究で産組連合会をとりあげたのは、大槻正芳「組合製糸龍水社の調査」(『農業総合研究』第一

〇巻第一号、一九五六年一月)、永原ゼミナール「近代製糸業における組合製糸の位置と性格——群馬県碓氷社を中心に——」(「橋大学学生研究誌『ヘルメス』第二〇号、一九六九年一月)、同「産業組合の製糸経営——組合製糸下仁田社の分析——」(『同上誌』第二一・二二合併号、一九七一年二月)、江波戸昭「組合製糸地域——碓氷社を中心に——」(同「蚕糸業地域の経済地理学的研究」、古今書院、一九六九年四月、所載)、組合製糸研究会編著『協同の源流を拓く——長野県の組合製糸——』(楽游書房、一九七九年一月)、大島栄子「龍水社の信用・販売事業の特質」(全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告』第六輯、一九八〇年八月)、同「一九二〇年代における組合製糸の高格糸生産」(『歴史学研究』第四八六号、一九八〇年一月)などであるが、いずれも産組系統体制全体との関連が薄い。

この外の連合会分析はほとんど見当たらない。大高全洋『酪連史の研究』(日本経済評論社、一九七九年五月)が目につく程度である。

(6) 玉城昌幸「三段階制」(同「農協五つの問題」、家の光協会、一九六七年、所載)、生田靖「農協購買事業と系統三段階制」(同「日本農業と協同組合」、ミネルヴァ書房、一九六八年、所載)、岡野昇「わが国農協

の発展といわゆる系統三段階制問題について」(岡野昇一・井上周八『協同組合論・批判と考察』文真堂、一九七六年、所載)などがある。

二、産業組合指導組織の成立

明治三三年(一九〇〇)⁽¹⁾三月に公布された産業組合法は全九章九〇条よりなるものであった。産業組合は四種類の事業を行なうことになっていたが、信用事業のみは、他の販売・購買・生産(後に利用と改称される)事業と異なる特殊規定を与えられた。第一には信用組合が他事業を兼営できないこと(同法第一条)、第二にはその区域を原則として市町村以内に限られたこと(第九条⁽²⁾)である。

日本における協同組合の法制化が、明治二四年に「信用組合法案」⁽³⁾として最初に試みられた(審議未了)こと、また同三〇年の第一次産業組合法案において信用事業の取り扱いが重要な論点となった(審議未了)ことは、すでに詳細に明らかにされている⁽³⁾。この後の産業組合の発達が信用事業中心であったことも周知のところであるが、ここでは当初の産組法において、信用組合と他の組合とが二本立てに分けられ、後者の区域が規定されていなかった点を確認しておくにとどめよう。

さて、産組法には組合相互の関係を規定する条項がない。こ

の時法制局長官であった平田東助が後年語ったところによれば、産業組合の中央・地方組織体制についての腹案が当時あったようであるが、基盤となる産業組合の設立数が非常に少ないと予想されたため、法案から削除されたという⁽⁴⁾。ちなみに平田は、これより九年前に信用組合法案を議会上程するに当たり、『信用組合論』(杉山孝平と共著、楽善堂、明治二四年)を著わしている。その第九章「組合中央部及び中央銀行」において、ドイツの全国中央同盟・地方連合部と、同じドイツおよびロシアの組合中央銀行について紹介し、日本でも組合数が増加すれば同様の機関が必要になると予想している。ただし、組合中央銀行はあくまで将来の問題であり、「組合の業務未だ盛大なるを見ざるに先ちて特に一銀行を設くるが如きは大早計」であると断じた⁽⁵⁾。

産業組合の普及は、官庁・農会の講習会や出版活動に委ねられたが、産組法制定から五年を経た明治三八年末で組合数一六七一、組合員数一三万七千余人という状況であった。組合数を全国市町村数一万三千余と比較し(後者を一〇〇として一二・四)、一組合当たり組合員数約八〇名という数値を見れば、農商務省技師・有働良夫が前年述べた次のような意見も理解しえよう。

「余輩思ふに今日の要務は、組合当事者及関係者特志家等の

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

団体を起し、中央に本部、地方に支部を置く底の機関となし相当の方法に依て、組合実地運用上に智能の不足不備ならしむると共に、組合の新設立を勧め、進んでは組合業務の実際連絡を図る等、かゆき処に手の届く働きをなし、官庁の督励と相俟て進む計画を立つるにありと、而して余輩は此事が遠からず事実となりて現はるべきことを予期せんと欲す、なんとすれば是時勢の要求なればなり。⁽⁸⁾

明治三十八年三月、平田東助（貴族院勅選議員）ら官僚が主導して結成した大日本産業組合中央会は、「産業組合の発達普及を図る」ことを専務とする初めての組織であつた。同会は全国に会員を募集するとともに、各府県ごとに支会の設置を推奨した。⁽¹⁰⁾同年八月「静岡県産業組合連合会」が設立されているが、これは最初の支会であつた。同四二年の産組法改正まで、指導機関と事業連合会との区別は判然とせず、支会（もしくは部会）が「連合会」を名乗る傾向が見られる。会員・支会の状況は第1表の通りであるが、四〇年頃より郡部会の設置も推進され、中央会——府県支会——郡部会という指導体制が形成されていくのである。

中央会には機関誌『産業組合』（月刊）を創刊（三八年一月）するほか、毎年全国産業組合役員協議会（同年五月に第一回）を開催した。この協議会は明治四二年の第五回から全国産業組

第1表 産業組合の各組織数・構成員数の変遷

	組 合 数	組 合 員 数 千人	連 合 会 数	中央会会員数	支 会 数
明治33年	21	...	-	-	-
34	263	...	-	-	-
35	512	...	-	-	-
36	870	69	-	-	-
37	1,232	94	-	-	-
38	1,671	137	-	828	3
39	2,470	225	-	1,748	15
40	3,363	313	-	2,570	21
41	4,391	493	-	3,577	26
42	5,651	632	-	4,996	29
43	7,263	789	13	6,002	36
44	8,663	944	23	6,940	39
45	6,983	1,078	34	7,408	41
大正6	12,025	1,599	91	9,871	46

注：有働良夫「回顧二十年」（『産業組合』第174号、大正9年4月）8頁の付表より抽出した。…は不明なもの。

合大会と改称される。こうした会合や『産業組合』誌を通して、知識の普及・指導方針（政府および中央会の）の伝達が図られる。だが、それは反面で産組が設立され、事業を実行する現場の側からの反応を伝えて、指導方針・産組政策に影響を及ぼすことにもなったのである。

注(1) 年号は戦後の出版物等については西暦、戦前の事物に関しては元号で表記したが、併記する場合もある。

(2) 条文は「信用組合ノ区域ハ市町村ノ区域以内ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載スヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ此ノ区域ニ依ラサルコトヲ得」である。大正六年の産業組合法第三次改正では「信用組合ノ区域ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市町村ノ区域内ニ於テ之ヲ定ムヘシ」と、より強く規定された（『法令全書』、以下同様）。なお引用に際して旧漢字を新漢字に改めたが、以下支障のない限り同様にする。

(3) 渋谷隆一「産業（信用）組合法の制定過程」（同『明治期日本特殊金融立法史』、早稲田大学出版部、一九七七年、所載）を参照。

(4) 明治四一年の全国産業組合役員協議会で、大日本産業組合中央会会頭の平田東助は中央会・連合会問題について以下のように発言している（なお四で関説する）。

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

「過る三十三年に於て関係法案（産組法——引用者）が議会で提出になると云ふ際私は丁度法制局長官として其の協議に参加したのです其時既に連合会を中央に置き地方及郡に部会を置くと云ふ案が立てゝあつたのです処が其頃産業上の組合の数は三百乃至四百位に至つて少数であつて未だ地盤の出来て居ない処に頭の方の会を作ると云ふのは面白くあるまいから暫く見合せたかよからう之に付て私は明治二十四年から種々考へて居たので先地方に組合が出来た上で中央に其の頭となる会を設けた方が至当であらうと思つて実は削除したのです……」（『協議会議事録（二）』、『産業組合』第三一号、明治四一年五月、九〇頁）。

(5) 平田・杉山『信用組合論』、一二六―九頁。『協同組合の名著・第一巻・平田東助他』（家の光協会、一九七〇年）、八三―四頁。

(6) 地方官庁主催の産業組合講習会は、明治三四年七月の岩手県の会が最初であつた（有働良夫「回顧二十年」、『産業組合』第一七四号、大正九年四月、七頁参照）。農商務省主催の第一回講習会は明治三十七年七月に開かれ（第二回は同四〇年五月）、また各県農会でも同三七―九年頃から開催しているものが多い（産業組合中央会『日本産業組合教育史』、昭和十五年、一三―二二頁参照。また古桑実編『産業組合総索引』、日本経済評

論社、一九七九年、の「解題」も参照せよ。

- (7) 法制定から数年の間に、官僚による産組解説書が相次いで公刊された。平田東助『産業組合法要義』（元真社、明治三十三年）、月田藤三郎『産業組合法提要』（警眠社、同三十五年）、柳田国男『最新産業組合通解』（大日本実業学会、同三十五年）、有働良夫『日本産業組合詳説』（大日本農会、同三十六年）などである。平田以外は農商務省官吏（柳田は三十五年法制局に転出）であり、三名とも三八〇九年に後述の中央会講師を委嘱されている。

また全国農事会は機関誌『中央農事報』（明治三三年四月創刊）に産組関連記事をしげしば掲載していたが、第四六号（同三十七年一月）より「組合」欄を新設するに至った。

- (8) 有働良夫「時事数則」（『中央農事報』第五七号、明治三十七年二月）、三九頁。ただし、原文中の傍点は省略した。

- (9) 『日本近現代史辞典』（東洋経済新報社、一九七八年）により、平田について略述しておこう。法制局長時代、貴族院勅選議員となり（明治二三年九月。後大正一一年九月に内大臣就任と共に辞任）、法制局長官明治三一年一月〜同三三年一〇月）を経て農商務大臣在任（同三四年六月〜三六年七月）中に男爵（同三五

年二月）となった。明治三八年三月から大正一一年一〇月にわたって（大日本）産業組合中央会会頭を務めた。

- (10) 『産業組合』第一号（明治三八年十一月）には、有働良夫「支会の事業」、中央会記事「模範支会会則」が掲載された。

- (11) 「静岡県産業組合連合会の組織」（『同上誌』第二号、同年二月）、二六〜九頁参照。

- (12) 第三回産業組合役員協議会での中央会提出協議案の第一は、「支会に郡又は便宜の地区に依り部会を設ける可否若し可なりとせば其の組織及経営の方法如何」であった（『議事録』『同上誌』第一八号、同四〇年四月、三二頁参照）。

- (13) 各年の『産業組合』の特集記事によれば、明治三九年には全国産業組合役員協議会と支会役員協議会の二本立てになり、四一年には両者を全国産業組合大会とひとくくりにし、四二年になると大会と支会役員協議会を区別している。

三、産業組合連合会法制化の要望

大日本産業組合中央会の副会頭となった加納久宜（子爵・貴族院議員・全国農事会幹事長）は、東京府荏原郡入新井村信用組合長理事であり、先年、組合間の連絡の必要を説き、「連合

会」と称する大会の開催を提唱していた。⁽¹⁾

中央会が発足して二カ月後、東京において一六府県(三二組合、二農会)より四二名が参加して、全国産業組合役員協議会が開かれた(明治三八年五月)。当会議では三八項目にのぼる問題が論議され、信用組合の兼営法認などの政府請願を決議した。連合組織に関しては次のように記録されている。

六、各市郡下及各府県に産業組合連合会を設け中央会と連絡を通することに付各府県当局官庁及農会等之を奨励せらるゝ様請願の可否

七、左記の要旨により産業組合連合会を設けることに産業組合法を改正せられたきこと

(イ) 組織方法、同種又は各種の組合が十組合以上の協同に依り農商務大臣の認可を経て設立す

(ロ) 加入、強制せず

(ハ) 事業

(一) 営利事業を為すことを得ること

(二) 組合相互の連絡を通し業務執行上の利便を図ること

(三) 資格、法人とす

(ホ) 機関

(一) 総会は各組合より選出したる代表者を以て組織す

(二) 役員は理事、監事を置く、理事、監事は組合員中よ

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

り総会に於て選挙す

(ハ) 資金及経費 営利を為す場合の資金払込額は各組合の払込済出資額を標準とし営利事業を為さる場合の経費は毎年度収支予算の定むる所に依る

(ト) 権利、財産に対する権利は営利事業をなす組合は最近経費負担の額に応じ総会に於ける議決権は平等とす

(決議) 以上二項共請願又は照会することに決す⁽²⁾

同じ「連合会」といっても、第六項は中央会の支会・部会を指し、第七項はそれと事業連合会(「営利事業を為す」との複合体を念頭に置いているように思われる。

この請願の結果は、翌三九年五月の第二回協議会で報告された。第六項については「其筋に請願し当局に於ても奨励の結果漸次各地方に連合会組織せられむとするの氣運に向ひつゝあるものゝ如し」、第七(法改正)は「其筋に建議したるも未だ其目的を達するに至らず」と。⁽⁴⁾

すなわち、この年の四月、産業組合法が制定後六年目にして、最初の改正を受けたのであるが、信用組合の他事業兼営が認められたのに対して、連合組織については全く規定されなかったのである。ただ、やや目をひくのは、当改正で組合員総会に代わる総代会制度を新設したのであるが、その便益についての政府説明において、のちに広域産組連合会となる群馬県の製糸組

織・南三社（確氷社・甘楽社・下仁田社）が開設されている点である。実際に南三社が産組に組織変更したのは、連合会が法認された後であった。

三十九年に産組関係者で論議を呼んだのは中央金融機関の問題であった。まず産組役員協議会で加納久宜がその演説の中で「産業組合中央銀行」の必要を説いたのに対し、千野要之助（東京府荏原郡玉川村信用組合理事）・有働良夫（農商務省技師）・西垣恒矩（中央会書記長）らが次々に賛成意見を述べ、結局以下のような決議文を採択するに至った。「産業組合中央金庫の設立其の他組合の需要に應ずる共同機関を設立するを必要とし、漸次其の方針に向て進行せんことを期す」と。⁽⁷⁾この問題に関しては、『産業組合』で菊池郡蔵らが、また『中央農事報』では柳田国男⁽⁸⁾らが論陣を張っている。⁽⁹⁾

この決議を受けて、中央会は全国の産組に意見を求める一方、中央金庫設立の具体案を練り始めた。⁽¹¹⁾しかし、この「産業組合中央金庫目録見書」は結局机上の案を出なかったようである。⁽¹²⁾産業組合は明治末期にその数こそ増すものの、組合員数（組織率）も事業規模もまだ小さかったし、中央金融機関の出資金の調達も見通しがつかなかったのである。⁽¹³⁾行政側の産組系統化の施策も、後年の議会審議に明らかなように、その緒についたばかりであった。

全国産組役員協議会では毎年のように、連合会（地方および全国規模）問題が討議されていくのであるが、ここで少し目を転じて、地方官庁からの発言も見ておこう。道府県の産業組合主任官が一堂に会する「産業組合主任官会議」の第一回は明治四〇年五月に開かれた。⁽¹⁴⁾農商務省よりの諮問事項の内、「産業組合に関する法規及事務取扱に付不便を感じる事項如何」にたいして、京摂区（京都・大阪・奈良・兵庫・滋賀）と東北区（東北六県および北海道）の各ブロック答申には、組合間資金融通に関する法規の欠如、が一項目挙げられた。⁽¹⁵⁾また、地方庁提出の協議案（二五件）にも同じ指摘と、連合組織の法制化論が含まれていた。⁽¹⁶⁾このように、従来の指導・普及における中央会・支会組織にあきたらず、事業面（特に信用）で各組合を連結する組織体制を要望する声が各地から中央に寄せられていたのである。

注(1) 加納久宜「信用組合に就て」『中央農事報』第四六号、明治三七年一月）、二五頁、同「産業組合役員諸君の会同を促す」『同上誌』第六一号、同三八年四月）、一頁参照。

(2) 「産業組合役員協議会概況」『同上誌』第六三号、同三八年六月）、二一頁。同じ記事が『産業組合』第一号（同年十一月）、三五頁に掲載された。

(3) 出席者は単位組合・支会役員一〇七人(二三府県)、府県庁・郡役所の産組担当者二七人(二一府県)で、両者を合わせると一三四人で二三府県をカバーする。目立つのは前者の不参加県が西日本(四国・九州)に偏っていることである(『同上誌』第七号、同三九年五月、四七頁参照)。ちなみに四〇年は合計二六四人(二七府県)、四一年は一四〇人(二四府県)であったが、全国産業組合大会と改称された四二年には三四六人(四〇府県)に拡大している。

(4) 「加納子爵の報告 産業組合第一回役員協議会始末」(『同上誌』第七号)、一一頁。

(5) 組合員数が一定規模を越える組合に対して、総会に代わる総代会を認めた(改正法第三八条ノ二)。産業組合法施行規則が定めるその規模は一五〇〇人であったが、その後一〇〇〇人(連合会ならば一〇〇組合、明治四二年)、五〇〇人(大正六年)と引き下げられていった。

(6) 農商務省農務局長酒匂常明の法案説明(明治三十九年三月五日)の一部を掲げる。

(前略)

総会ハ尤モ必要デアリマスガ、然ル所今日マデ此ノ總會ヲ開クト云フノハ余程困難デアルノデアリマス、一例ヲ挙げテ申シマスルト群馬県ニ三ツ碓氷、下仁田、

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

甘葉ト云フノガアリマス……

(中略)

然ルニ此ノ法律ノ保護ヲ得ルコトガ出来ナイ、ソレデ何カ總會ニ代ルベキ機關ガナケレバナラヌガ就中碓氷社ノ如キハ三県ニ互ツテ数十里ノ間ニ組合員ガアツテ其ノ数ガ一万六千人モアルノデ總會ヲ開クトハ出来ナイト云フ有様デアリマス、ソレデ總代会ヲ設ケル方が宜シカラウト思ヒマス……

(後略)

『第二十二回帝國議會衆議院 産業組合法中改正法律案委員會會議録(筆記)』第二回、三頁。ここでも引用に際し、旧漢字を新漢字に改めた(以下同様)。

なお、国会図書館所蔵の同種資料の収集に当たり、渋谷隆一駒沢大学教授の御教示を得た。

(7) 「加納子爵演説の大要」(『産業組合』第七号)、一三〇四頁参照。なお、同協議会の議題に「組合相互の事業の連絡を計るの手段」があり、新潟県産業組合役員協議会よりの提言「各種組合と信用組合との間、殊に信用組合相互間金融上の連絡を通じ、預り金若しくは貸借関係をなし得らるゝ様、組合法中之に關する相當の規定を設けられたきこと」に對し、「本案は法規の改正を要するを以て中央会に於て考慮の上、便宜の取計ある事に一任す」と議決されている(『同上誌』同

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

号、一六、二二頁参照。

(8) この時法制局参事官であった柳田は、「産業組合資金融通所の話」(『中央農事報』第七六・七七・七八・八一・八二号、同三九年七・八・九・一二月、四〇年一月。藤井隆至編『柳田国男 農政論集』、法政大学出版局、一九七五年、所載)というかなり長い論考を発表して、産業組合中央銀行設立は時期尚早であり、地方の自主的な産組連合化が第一であると主張した。

この点については、藤井隆至「柳田農政学における産業組合の位置」(『思想』第六二三号、一九七六年五月)、六三頁、岩本由輝「柳田国男の産業組合論」(同『柳田国男の農政学』、御茶の水書房、一九七六年、所載)、一三六―四〇頁を参照せよ。

(9) 『産業組合』では菊池郡蔵「産業組合中央金庫の設立」(第四号、明治三九年二月)、有働良夫「独乙に於ける産業組合中央金庫」(第八号、同年六月)、西垣恒矩「独乙農業組合中央銀行定款」(第九号、同年七月)、倉上真琴(三重県支会)「産業組合中央金庫設立に就て」(第一一号、同年九月)などがある。

『中央農事報』を見ると、前出の柳田の論考の外に、西垣恒矩が前掲稿とはほぼ同じものを「産業組合中央機関」(第七七号、同年八月)として発表しており、また伊藤清蔵(盛岡高等農林学校教授)が「我国産業組

合の発達に就て所感を述ぶ(下)」(第七九号、同年一〇月)でこの問題にふれている。

(10) 『産業組合』第七・八号(同年五・六月)の「会告」欄に「今回協議会に於て産業組合中央金庫並に販売購買媒介中央機関設立の議成立したる次第なるか此機関に就て種々御意見有之事と被察候に付御腹藏なく御高見御投稿相成度希望仕候」との文が掲げられた(いずれも三二頁)。これに対する愛知県小川信用組合(碧海郡桜井村)の意見が第九号(七月)に掲載されている。それは、自組合に生じやすい余裕資金を、農銀株購入・銀行への低利預け入れなどに振り向けず、資金不足の他組合へ融通したい、そのためにも中央金融機関の至急の設置を望むというものであった(三二頁)。

(11) 明治四〇年四月の第三回全国役員協議会では「昨大会協議事項ノ始末報告」がなされたが、「中央金庫及組合の需要に応ずる共同機関設立のこと」については、「昨年の決議に基き之が設置の方針に向て進行し攻究を怠らず、幾多の材料は会報にも登載せり、尤も未だ成案を公にする運に至らざるに依り本大会にも之に関する提案を為せり」というものであった(『同上誌』第一八号、同四〇年四月、一一頁)。「之に関する提案」については四で述べる。

(12)(13) 前掲『農林中央金庫史』第一巻、一三四、一三六頁参照。

(14) 欠席した県は静岡・鳥取・岡山・和歌山の四県のみであった(「産業組合主任官会議概況」、『産業組合』第一九号、明治四〇年五月、二六頁参照)。

(15) 「農商務省諮問事項ニ対スル答申ノ要項」(『同上誌』第二〇号、同年六月)、一〇一―一二頁参照。

(16) 「協議事項の綱要」(『同上誌』、同号)から抜き書きしてみる(一五頁)。

(五) 産業組合は相互に自己の余裕金を預入し又は他組合より資金の借入をなし以て金融の調和を図り得る事に致し度き事

(京都府提出)

左の通修正可決す

一 産業組合法第一条第一号の目的を有する産業組合は各種産業組合に対し自己の余裕金を貸付する事を得る事に法の改正を望む

(二) 産業組合の連合設立に関する法例を設くるの必要なきや(北海道庁提出)

左の通可決す

一 産業組合を連合して一の法人を設立する当面の必要理由は

一 各組合物品生産、購買、販売上便益著しかるへきこ

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

と

一 資金の流通上便宜なること

等にして之か組織及方法に關しては主務省の考究を望むの外なし

四、法改正直前の連合組織論

再び、産組役員協議会に立ち戻ろう。第三回のそれ(明治四〇年四月)には中央会提出の議案として「金融及売買に關する組合連絡機關組織の順序方法如何」があり、数県の参加者から体験や意見が述べられた。⁽¹⁾中央会は特別委員に討議させたが成案が得られず、翌四一年四月の第四回協議会では講師有働良夫の「私案」が発表された。有働は農商務省において産業組合を担当する官僚であり、「産業組合連絡の目的を達するには連合会及連合組合の二種法人の設置を必要とし左に其の要目を掲げたり此趣旨に依り相当法律を制定するを要す」という案は、単なる個人的主張にとどまらない意味を持ったのではないかと思われる。その内容は要するに、組合の指導・連絡を専らとする「連合会」と、単位組合を構成員として信用・販売・購買事業を営む「連合組合」との二種類の法人に機能を分化させるものであった。いささか紛らわしくなるが、現に存在する中央会・府県支会・郡部会をそれぞれ「中央連合大会」・「連合会」・「連合支会」に改組する。そして事業を営む「連合組合」について

は、

一 連合会の所属組合は連合会（及中央連合大会）の承認を経て同種組合或は各種組合にて左の目的を有する社団法人たる連合組合を設立することを得、

(一) 購買の連合、

(二) 販売の連合、

(三) 金融に関する連合（中央金庫事業）、

連合組合は区域を制限することなしと雖可成郡又は府県の区域に依るべきこと、連合組合を組合員とする組合なるが故に（意味不明、連合組合は組合を組合員とする、であらうか——引用者）、其の設立、組合員の権限、管理一切の法律事項は大要現行産業組合法に準ずるものとする、こと、

二 連合組合は更に大連合組合を設立するを得ること、

三 連合会又は中央連合大会は連合組合又は大連合組合に対し顧問の地位にあるものとし且つ必要に応じ事業上の督励を為すを得れども連合組合の事業に関し直接の責任を有せざる、こと、

と規定していた。⁽³⁾この「連合組合」は、一年後に法制化される連合会、後世のわれわれが知る連合会に当たるものである。ただし、すぐ後でふれる産組改正法が規定するそれと比較して、第一に生産連合会がないこと、第二に連合会による連合会（大

連合組合）を認めている、などの相違がある。とはいえ、後の中央会と連合会（有働によれば「中央連合大会」と「連合組合」）との関係は、この第三項と符合するし、この「私案」が産組法改正と一定の関連を持ったと推測できるのである。有働「私案」は支会からの質疑を受けた後、中央会会頭平田東助（三カ月後内務大臣となる）⁽⁴⁾の、「……中央会も出来支会も十二も最早出来上り……之を法律上認められた団体にするのは十分適当な時期かと思はれるそれが有働講師の私案となって本会に願はれたと御承知が願ひたい諸君の御決議一つで中央会は議会に向つて提議すると云ふ運にもなる……」という発言によつて協議会で可決されたのである。⁽³⁾

産組指導組織と事業連合組織とを別に設置するという考え方は、他の機会に農務局農政課長・三松武夫が述べたところにもうかがえる。三松は「産業組合連合会のこと」にふれて、外国では組合の増加につれて連合会・中央組合・中央金庫などが設置されていること、日本でも同じような傾向が、郡レベルの「連合的の団体」の結成という形で見られることを指摘した。京都・岡山の例では、中央会支会があるにも拘わらず、一部の郡で信用組合や購買組合の連合会が作られている。支会が「上からやって来た」のに対し、連合会は「自然に発達して来た即ち必要に要求せられ」て設立された。両者の機能は現実には似

た面も見られるが、「一方は奨励の側である、一方は実地的の便利を謀るといふ区別があるのである、であるから私共は是は両立し得られるものだらうと思ふ」。支会には個人会員も居るが、連合会は組合だけで組織する。「法律でも巧く定めて行けば是は両立して相互に其利益を發達して行く」であらう、と。⁽⁶⁾

翌四二年には農務局調査「産業組合連合機関」が發表された。⁽⁷⁾四一年一二月現在で、「總て任意に相当規約を設け永続して其の目的の遂行に努めんとするもの」が二八（一二府県）掲げられている。この中には「單なる一時的の協議会の類」や、中央会支会（この時二六）は含まれない。区域では府県二（東京・宮城）、郡二五、町一であり、名称は「連合会」二一を筆頭に、「協議会」二、「郡部会」二、「産業組合会」・「連合購買申合」・「理事会」各一という状況であつた。設立時期は三九年三、四〇年七、四一年一〇、不詳八となる。

業務は、「相互の連絡を図ること業務執行上便宜を図ること経営上の協議講究設立を促し發達を図ること」（新潟県北魚沼郡産業組合連合会）という、支会（郡部会）もどきのものがある一方、「連合して相互の利益を図るを以て目的とす、共同購買・共同販売」（岡山県都窪郡産業組合連合会）と、事業連合会の性格を明確にしたものも見受けられる。

一例として、加納久宜が主導した東京府産業組合連合会の設

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

立協議事項を見ると、

一、本会は東京府下に於ける産業組合の指導及地方事業の聯絡を図るを以て目的とし府下における□（欠字——引用者）業組合を以て組織す

一、事業として（一）金融部は會員に金融及貯蓄の便を与へ（二）購買部は會員中の購買組合に対し購買の便を与へ（三）販売部は會員中の販売組合に対し販売の便を与ふる事

一、産業組合中央銀行設立の件、全国四千有余の産業組合あるも組合中央銀行創立の聲あるを聞かず吾人は該銀行を創立し日本銀行勸業銀行等と氣脈を通じ有無相融通せん事を期す

すなわち、後の信用購買販売組合連合会に当たる組織であり、組合中央銀行の設立を目指していたのであつた。もつとも前掲調査では、「設立日浅く見るべき成績なし現に肥料其他日用品の共同購入を斡旋しつつあり」⁽⁹⁾と記されるにとどまつている。

加納はこの後、「産業組合の連合事業」と題する小論考において、各地の産業組合に次のような行動を呼びかけた。

一 産業組合は各郡に一連合会を興し一府県に中連合会を興し中央に大連合会を興すこと

二 此小中大の連合会は府県の中央組合支会と結合し各支会は

中央会と結合すること

三 購買物品の性質に依りては二三郡の連合会又は最寄府県の連合会若くは中央連合会が一致合同して大購買を行ひ最極度の低価を以て買取すること

四 購買力の強大に至らば或る物品の製造元又は会社をして連合会に対する唯一の販売機関たらしむるも亦易々たる事業なるべきこと

五 産業組合の金融機関として中央銀行を設立し一般銀行に日本銀行あり勸業銀行の下に農工銀行あるが如くならしむるは事の順序として当然なるべきこと

六 此機関は組合に取りて最要至急とせば組合は先づ自ら其の組織を完成し以て之が時機を製造すべきこと

七 東京府産業組合連合会は則ち此方針を以て設立したる者也⁽¹⁰⁾このように、事業連合会の面から見ても、その法制化要求には一定の現実的基礎が出来つつあったのである。

注(一)「議事録」(『産業組合』第一八号、明治四〇年四月)

の該当部分(三四頁)を紹介しておく。

有働番外の説明あり(不詳——引用者)

群馬 購買組合に就きては各組合共同して、同時に注文を発することとなり居れり、金融のことに就ても亦然り

島根 郡部会にて統一し、県の支会にて統一を計り更に進んで中央金庫を作ると云ふことが必要也

長野 大豆粕は県下各購買組合合同して牛莊より直接輸入せんと決議せしも資金欠乏の爲めに成立せず、中央銀行の設立に就ては来年支会の総会迄調査をなす為に五名の委員を撰びたり

長野(同一人物の発言かどうかは不明。この時、県支会から二名、郡部会三名、単位組合二〇名が参加している——引用者注) 異性質の組合同志にては相一致せず、組合相互の間に金融の便をつけること必要也

此他(一)中央に金庫を設くること(二)中央会を法人とすることを得るや否やの質問等あり

会長 明年の次会迄に意見を發表することに致します(結果は以下を参照——引用者)

(2) 「協議會議事録(一)」(『同上誌』第三一号、同四年五月)、八八頁参照。

(3) 「組合役員協議事項に対する私案」(『同上誌』、同号)、六六―七頁。

(4) 同年七月成立の第二次桂内閣(四四年八月まで)に入閣した。ちなみに平田はその後、子爵(四四年八月)・伯爵(大正二年九月、内大臣に就任時)になっている。

(5) (2)と同資料、九〇頁。二の(4)で紹介した発言の

後にこれが続く。なお、この問題について、長野支会より「加納子爵の御指導に依つて作った私案」の存在が示唆されている(九一頁)。本節注(一)で示した、前回発言と関係あるのか、詳細は不明である。

ちなみに加納久宜は今回協議会での講演「入新井村信用組合実験談」の中で、系統組織についてふれている。それによれば、中央会がまず成立し、それから地方に支会を設立していくという、上から下へ普及させる方法は「甚だ感心せぬ組立てでありますが是も創業の時代で一時已むを得ざる」ものであった。自然なのは、下から上へ、すなわち個人↓組合↓都市の連合組合↓府県連合組合↓中央連合会という組織順序である。

現今のように「中央会は個人的会員を作り、其の会費を以て独立の経済を立てんとし、支会の経費も中央会から仕送りをする」というのは、「逆施倒行」の状態である。加納は連合会の法制化を必須のこととしながら、「東京府下なる吾々組合は未だ支会を頭に戴て居りませぬが頭尾不釣合のものを作るよりは寧ろ真正なる連合会を組織したのであります」一体法律が連合会を見認めずとも(支会を認めざる如く)府下の組合にして苟も智識を交換し業務を研究し相互の気脈を通ずるの必要なることを見認めば連合会の成立は決してむづかしい事ではなからう」と述べた(五三―四頁)。

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

(6) 署名は三松生(法学士)である。「雑感」(『中央農事報』第一〇一号、同年八月)、二〇―三頁参照。

(7) 『産業組合』第四一号(同四年三月)、一九―二二頁および『中央農事報』第一一〇号(同年五月)、四七―五三頁参照。調査の凡例は後者による。

(8) 「東京府下産業組合役員協議会」(『中央農事報』第一〇〇号、同四年七月)、三一頁。

(9) (7)と同資料(『中央農事報』)、四八頁。

(10) 『産業組合』第三九号(同四年一月)、八頁。

五、産業組合法の改正と連合会・中央会

中央会と連合会の法認を主内容とする、産業組合法中改正案が政府より帝国議會に上程されたのは明治四十二年三月であった。以下、第二次改正案の関連条文と主たる審議内容について考察を加えよう。産組法に新設されたのは第九章「産業組合連合会及産業組合中央会」(第七六―九二条)である。まず連合会を見よう。単位組合における組合員と組合との関係が、ほぼそのまま組合と連合会との関係に適合するのであるが、信用組合連合会については、特殊規定があることに注意せねばならない。⁽¹⁾

第一には、信用組合連合会(以下、信連というように略称する)が、他の販売・購買・生産(大正一〇年以後「利用」と改称された)組合連合会とは、異なった組織構成を持つことである。

たとえば販売組合連合会は販売事業を営まない組合を加入させることができない。購買・生産組合連合会も同様に、同じ事業を営む組合（兼営組合も可）のみで組織されるのである。これに対して、信連には信用組合はもとより、販売・購買・生産組合のいずれもが加入できるのである。これはいうまでもなく、どんな事業を営む産業組合であれ、経営資金が不足もしくは遊休する事態を避けることはできず、金融関係から免れないためである。

第二には、同じく組織原則の問題として、販売・購買・生産組合連合会が信連に加入できるとされている点である。連合会が連合会に加入するといえ、後年の全国連合会が想起される。しかし、産組法では連合会の範囲を原則的に「道府県以内」と定め、次の改正で一層厳格化している。⁽³⁾しかも信連の信連加入は禁じられていた。したがって可能な形というのは、府県信連——販購生連（府県もしくはそれ以下の規模）——販購生組合という変則的な重層組織形態である。販購生連は決してそのような重層組織をとりえない。

以上の二点から、信連が他種連合会に対して独自の位置を占めていたことが了解されよう。法改正案の議会説明が「産業組合の連合会を開いて各産業組合間の連絡を克く図って互に剩れるところは他に融通し、足りないものは他より助を請ふ若くは

彼我需要供給の便宜を図る」⁽⁴⁾とか、「信用組合ノ連合会ハ單純ナル販売組合モ入レバ購買組合モ生産組合連合会モ信用組合ノ連合会ノ一トナルコトガ出来ルト云フ趣意」デ、信用組合ダケハ資金ノ融通ノ便利ヲ図ルタメニ広クシテアル⁽⁵⁾というものであったことを勘案すれば、信連を創設して各種組合の事業資金の相互融通・外部調達ルート⁽⁶⁾を拓くことこそが、連合会制度化の主要目的でなかったかと推論できるのである。

同改正の今一つの重要点は産業組合中央会を、「産業組合及産業組合連合会ノ普及、発達及連絡ヲ図ル目的」を持つ社團法人として規定したことである。大日本産業組合中央会は翌明治四三年一月をもって産業組合中央会に改組され、全国の産組・連合会を会員とする、唯一の中央指導機関として公認される。

行論上注意しておきたいのは中央会が普及・連絡活動との関連で「勅令ノ定ムル所ニ依リ産業組合ノ事業ノ一部ヲ行フコト」ができたという点である（第八二条）。法改正後同年八月の勅令二一三号は、中央会が会員たる産組・連合会に対して購買・利用事業を行なうことを認めたのである（第六条）⁽⁷⁾。

次に議会審議の要点と思われるものを四つ紹介して、この段階での政府の産組系統化方針といったものを探ってみる。第一は中央会の役割についてである。中央会が産組・連合会を会員とし、勅令により事業を営みうる、との規定をめぐって、中央

会是全国連合会として機能するののかという質問が続出している。政府の見解は、中央会は産組発達の指導奨励を任務とし、その限りで例えば貯金箱・帳簿の配布なども行なうのである、というものであった。⁽⁸⁾

第二は、これと関連して、連合会の区域については、「日本全国ニマデ互ツテ信用組合ノ連合会ヲ作ルトカ販売組合ノ連合会ヲ作ルトカ云フノハマダ早シト云フノデ……一府県以内ニ範圍ヲ決メ」たとされた。

第三は、連合会形成によって、従来不十分であった農工銀行の産組貸付が改善されるか、という問題である。これに対して大蔵省側は、農銀・拓銀の法改正で連合会貸付の道を開く予定であり、その資金量は郵便貯金からの運用によって増大すると答えている。⁽¹⁰⁾

第四は、連合会の実際の設立予想である。これには、既に一〇以上の府県に成立しており、法制定後に更に増加するであろうと答弁されている。⁽¹¹⁾

結局、当法案は小さな字句の修正のみで可決され、明治四二年（一九〇九）四月に公布されたのである。

注（一） 異同の一例をあげると、連合会設立に必要な組合数七は、単位組合における七人を踏襲した。他方、組織形態では連合会は有限責任・保証責任のいずれかをと

※ノート※ 初期の産業組合系統化方針について

り、単位組合と違つて無限責任組織はない。

（2） 改正法の条文を掲げる。

第七十六条 産業組合ハ左ノ目的ヲ以テ産業組合連合会ヲ設立スルコトヲ得

一 所屬組合ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト（信用組合連合会）

（販売・購買・生産の連合会は省略）

前項第一号ノ連合会ニ在リテハ信用組合外ノ組合又ハ第二号乃至第四号ノ産業組合連合会ヲ加入セシムルコトヲ得

（3） 改正法第七九条の一部を引用すると、「産業組合連合会ノ区域ハ道府県以内ノ範圍ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載スヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ主タル事務所所在地ノ地方長官ノ認可ヲ得テ此ノ区域ニ依ラサルコトヲ得」とされている。これが大正六年の第三次改正法では「産業組合連合会ノ区域ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外道府県ノ区域内ニ於テ之ヲ定ムヘシ」と、制限色が強くなっている。

（4） 農商務省次官押川則吉の法案説明（明治四二年三月一二日、衆議院）、『大日本帝國議会議誌』第七卷（三省堂、昭和三年）、一一二〇頁。

（5） 農商務省参事官・前農務局長織田一の法案説明（明治四二年三月一三日）、『第二十五回帝國議會衆議院

《ノート》 初期の産業組合系統化方針について

産業組合法中改正法律案委員會議録（筆記速記）第一

一回、二頁。

(6) 玉城昌幸氏は同趣旨の大臣説明について、「これは信用組合連合会の趣旨説明であるとしても、一般的に連合会制度創設の趣旨説明とは受け取りにくい。このように、政府関係者のなかでは、資金不足に悩む信用組合にたいする資金供給のみを連合会制度に求める意向が強かったのであって、信用事業以外の事業について連合会を設ける意義が何かという点は、それほど検討されていなかったように思われる」と推測されている（玉城「前掲論文」、一二―三頁）。

(7) 生産組合の事業、つまり「組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ組合員ヲシテ産業ニ必要ナル物ヲ使用セシムルコト」（産組法第一条）の内、前者は中央会から除かれた。

(8) 『衆議院産業組合法中改正法律案委員會議録（筆記速記）』以下『衆・委員會議録』というように略称する（第一回（月日は省略）、四頁参照（織田一の答弁）。

(9) 『貴・委員會議録』第一号、四頁（織田答弁）。

(10) 『衆・委員會議録』第二回、八―九頁（大蔵省理財局長・勝田主計の答弁）参照。なお織田・勝田とも四一年に中央会の参事ならびに評議員になっている。

(11) (8)と同資料、五頁（織田答弁）参照。

六、小 括

七〇

以上、法制度化されるまでの連合会論議を見てきたが、最後に、五の終わりであげた四点に即して一応のまとめをしておく。

第一に、中央会・支会と連合会とがこの段階では混同されやすかったことである。普及・指導の体制作りも事業面での連絡も、更には集會活動そのものも、すべて「連合会」で表現される傾向が見られた。「連合」および「会」という言葉の多義性も一因であるが、産業組合の草創期には、点として散在する単位組合を組織化していくための諸活動が融合して捉えられていたのである。

第二には、全国連合会、特に中央金融機関が早期的に要望されていたことを想起しよう。単位組合の普及すら不十分な段階では、明らかに先走りの要求であったが、協同組合の「先進国」（とりわけドイツ）に学ぶことの多かった日本では、協同組合系統組織の完成図が念頭に浮かべられやすかったといえよう。国内の既存の類似組織、農会や報徳社との関連も考えられるが、小稿では取り上げられなかった。

第三は、連合会の役割が信用（資金流通）面で特に期待されていたことである。単位組合間の相互金融にとどまらず、特殊

銀行のパイプとしての機能⁽²⁾が後に重要になっていくのである。

第四は、連合会の法制化が、自生的な連合組織の一定の発展を待って実現されたことである。地方の組織・事業の実態の解明は、残された課題である。

この後、連合会をめぐる問題は、各地における設立・運営の方針、全国連合会の法認を中心に展開する。大正一〇年の第四次産組法改正（連合会による連合会結成の法認）、同十二年の産業組合中央金庫法の制定、全国購買組合連合会の設立まで至れば、戦後農協の段階制問題との関連も深まる。それは別稿に委ねるしかない。小論の目的は、日本の協同組合系統化の始点を資料的に明らかにしたことで、一応達せられたと考えるのである。

注(1) この点については、松本登久男「農会産組阿系統組織の成立」(複製『中央農事報』第一〇巻、解題、日本経済評論社、一九七九年)を参照せよ。

(2) 日本勧業銀行法の改正によって勧銀の産組貸し付けが始まるのは明治四三年、それが信連経由となって貸付額が増大するのは大正六年からである(日本勧業銀行『日本勧業銀行史』、一九五三年、二七一、三五〇頁参照)。